

# 原発を管理する事業者への申し入れを行いました

東北地方太平洋沖地震による福島原発事故を受け、長浜市長の呼びかけにより県内4市（高島市、長浜市、米原市、彦根市）が原子力発電事業者に対して申し入れを行いました。

高島市、長浜市、米原市の3市の市長は4月22日、3事業者（日本原子力発電（株）・独立行政法人日本原子力研究開発機構・関西電力（株））に対し直接申し入れをした後、敦賀発電所の現地確認を行い、担当者から安全対策の実施状況などについて説明を受けました。



申し入れの様子

福島第一原発の事故で避難の対象となった範囲がこれまでの計画の前提となる10km圏域から大幅に広がったことに、滋賀県北部に住む私たちは強い衝撃を受け脅威を感じています。4市の市民はもとより、近畿1,400万人の水源地である琵琶湖の安全性を確保するため、原発の安全対策を徹底すること、正しい情報をすばやく、わかりやすく提供すること、さらに立地自治体のみが結んでいる安全協定の締結を検討することなどを申し入れ書により要請しました。

要請を受けた事業者側は、申し入れを真摯に受け止め、信頼関係を構築しながら安全対策や情報公開に取り組んでいきたいと述べました。その後、3市長らは、敦賀原発へと移動し、非常電源や冷却設備などの実地確認を行いました。

## 原子力発電等に関する緊急申し入れ事項

1. 原子力施設のより一層の安全確保について
2. 監視体制の強化について
3. 災害時の情報伝達の徹底について
4. 情報提供と説明責任について
5. 原子力災害対策にかかる法律等の見直しについて
6. 情報の提供と連携の強化について
7. 安全協定の締結に向けた検討について
8. 自然エネルギー導入への積極的な取組みについて



実地確認の様子

問 防災危機管理課 (☎65-6555)

## 「長浜市地域福祉計画策定委員会」市民委員を募集します！

市では地域福祉活動への住民参加促進など、本市の地域福祉を総合的に推進するうえで大きな柱になる「長浜市地域福祉計画」の策定にあたり、計画の内容を協議いただく「長浜市地域福祉計画策定委員会」の市民委員を募集します。

【応募資格】 市内在住の20歳以上の人

【応募方法】 任意の様式に①住所、②氏名、③生年月日、④電話番号、⑤地域福祉と住民参加についてのあなたの考え方について（400字程度）を記入し、直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで下記まで

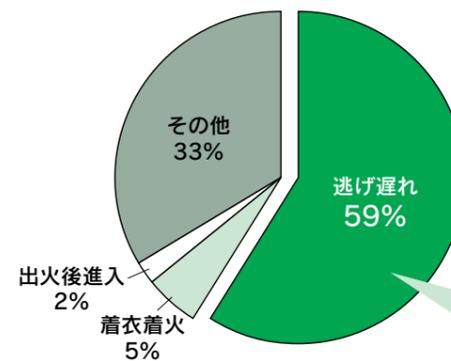
【応募期限】 6月10日（金）

【募集人数】 若干名（応募者多数の場合選考により決定します）

### 応募・問い合わせ先

社会福祉課（東別館1階）  
住所：〒526-0031 長浜市八幡東町632  
電話：65-6536 FAX：64-1767  
Eメール：fukushi@city.nagahama.lg.jp

住宅火災による死者数

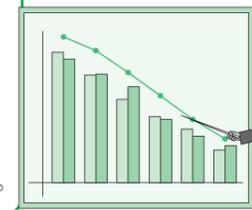


日常に潜む火災の影  
火事はすべてを  
奪います

住宅火災による死者のおよそ60%が「逃げ遅れ」によるものであり、その多くが就寝時間帯に発生しています。

## 住宅用火災警報器を設置すると…

火災により発生する煙を警報器がいち早く感知し、音や音声により知らせてくれます。消防庁による分析では、住宅用火災警報器が設置されている場合、設置されていない場合に比べて被害状況が半減したという結果が出ています。また、米国では1970年代には火災による死者が年間約6,000人にも上りましたが、警報器の設置を義務化し、普及率が90%を超えた近年では、死者数が半減しています。



6月1日から完全に義務化されます。

はもう設置されましたか？

# 住宅用火災警報器



## 住宅用火災警報器はどこで買えるの？ いくらくらいなの？

防災機器取扱店、ガス事業者、またはホームセンターや電器店、量販店などで購入できます。  
価格はメーカーや種類、機能等により異なりますが、2,000円台から購入できます。



## 設置しなければいけないのは…？

湖北地域の消防条例で設置が義務付けられているのは煙式（光電式）の警報器です。

煙式（光電式）とは…煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。  
熱に反応するタイプのものよりも、火災をすばやく感知することができ、逃げ遅れの防止に効果的です。

## どこに設置するの？

就寝時間帯の逃げ遅れを防ぐため、寝室と寝室につながる階段に設置することが、湖北地域の火災予防条例で義務付けられています！



## 設置したその後は…

1年に1回、作動点検を！  
1年に1回、乾いた布でお掃除を！（汚れがたまると感知しにくくなります）  
※点検やお手入れの方法は、メーカーや機種によって異なりますので取り扱い説明書を確認してください。



問 湖北地域消防本部予防課 (☎62-5194)